平成２１年（フ）第７４１２号
大阪市北区天神橋２丁目３番３号　サンステル南森町702号室
債務者　岡田　喜男
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７２１号
大阪市生野区巽南２丁目４番25―303号
債務者　林　　敬佳
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８５７号
大阪府寝屋川市池田新町３番11―203号
債務者　髙橋　　大
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８５８号
大阪府寝屋川市池田新町３番11―203号
債務者　髙橋　香織（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０７３号
大阪府門真市宮野町８番２―105号
債務者　藤原紀𠀋子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１５４号
大阪市旭区今市１丁目７番３号　マンション淀207
債務者　藤岡　　均
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３１９号
大阪府箕面市桜ケ丘５丁目３番17号
債務者　中村秋子こと　中村　明子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３２１号
大阪市淀川区塚本２丁目21番11―806号
債務者　盛　　鉄二
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３３８号
大阪市浪速区下寺１丁目５番４号　サカイマンション301号
債務者　江守　恭敬
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３４４号
大阪市東住吉区西今川３丁目７番20号　コーポ正和303号
債務者　指吸　勇一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３４６号
大阪市生野区田島４丁目16番４号
債務者　川本和紀雄こと　金　和紀雄
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３４７号
大阪府枚方市山之上２丁目22番７号
債務者　岡﨑　美末
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３０４号
香川県木田郡三木町大字平木477番地１
債務者　植田　佳福
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２０年（フ）第３０５号
香川県木田郡三木町大字平木477番地１
債務者　植田　幸代
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１２９０号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美333番地87
債務者　松尾　芳成
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２９１号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美333番地87
債務者　松尾　寿子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８０６号
福岡市南区警弥郷１丁目20番１―503号
債務者　鬼木　勝次
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８５０号
福岡県筑紫野市大字吉木2191番地18
債務者　江田　道隆
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部